

免責補償

免責補償制度について

★車両・対物事故免責補償制度 *保険ではありません。また、自損事故（例：電柱、ガードレール等に衝突、転落・転覆、当て逃げされた場合など）は免責保証の対象にはなりませんのでご注意下さい

万一の事故の際に、お客様のご負担となる対物免責額と車両免責額を補償する制度です。ただし、同一貸渡しにおいて複数事故が発生した場合、初回事故のみの適用となります。レンタカーご利用の運転者の皆様にご加入いただいております。

加入料 10 8 0 円/1 日

保険・補償制度や車両・対物事故免責補償制度の適用除外について

お客様は貸渡約款を遵守して、レンタカーをご利用下さい。次のような運転または状態で発生した事故による損害はお客様のご負担となります。この場合、基本料金に含まれる前日の保険・補償制度、および車両・対物事故免責補償制度の適用をお断りいたします。当社がお客様の負担すべき損害金を支払ったときは、お客様は直ちにその金額を当社にお支払い下さい。

★事故現場より警察及び事故受付センターへの連絡など所定の手続きが取られていない場合

損傷の大小、相手の有無、加害・被害に関わらずその場から警察および事故受付センターにご連絡下さい。

★貸渡約款に違反している場合

道路交通法などの法令違反、飲酒、薬物使用、無断延長、借受人および貸渡し時においてお申しでいただいた運転者以外の運転、又貸し、無免許運転、無謀運転、公序良俗に違反してレンタカーを使用すること、当社の承諾なく示談すること、など

★保険約款または補償制度の免責事由に該当する場合

故意によって生じた損害、飲酒、薬物使用、車両全損時のレッカ一代などの付帯費用、パンクやタイヤの損傷、ホイールキャップの紛失など。また、お客様（借受人または運転者）の所有、使用、管理する財物に与えた損害。

★使用・管理上の落ち度があった場合、砂利道等への乗り入れ、迷惑駐車などに起因した損害、室内装備の汚損・臭気（ペット、釣りの餌、魚の臭い等）・装備品の損失、チェーン・キャリアの取り扱いおよび装着不備による損害、海岸や河川敷などの道路以外の走行による損害、など。

事故が起きた場合の対応

万一事故を起こされた場合には、速やかに下記の3つの処置をお願いいたします。
保険・補償の適用を行うための重要な手続きなどが含まれていますので、必ず3つともお忘れなく行ってください。

①負傷者の救援

まず、負傷者の救援を行ってください。その後速やかにレンタカー車両を他の交通の妨げにならない場所へ移動してください。

②警察への通報と届出

警察への届出義務は、加害者・被害者双方にあります。後日、事故証明書が必要となりますので、必要な手続きをして下さい。

③事故受付センターへの連絡

貸し出し時にお渡しするパンフレットに記載されている事故受付センターに必ずご連絡下さい。お手元にはレンタカー契約書（貸渡証）をご用意下さい。